

■ 消費税率引上げによる地方消費税交付金増収分（社会保障財源化分）の使途について ■

平成26年4月1日からの消費税率引上げに伴う地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、社会保障4経費（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費）及びその他社会保障（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充てるものとされています。五條市では、下表のとおり各事業に充当しています。

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源分）	総額	385,500 千円
（歳出）	社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費	総額	6,393,885 千円

【社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費とその財源】

社会保障施策の区分	経費（予算額）	本年度予算額の財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国県支出金	その他	引上げ分の地方消費税交付金	その他
① 社会福祉	46億2,376万円	20億5,632万円	3億720万円	2億5,681万円	20億342万円
② 社会保険	10億2,725万円	3億5,639万円	—	7,623万円	5億9,464万円
③ 保健衛生	7億4,288万円	4,387万円	2億3,729万円	5,246万円	3億3,348万円
合計	63億9,389万円	24億5,658万円	5億4,449万円	3億8,550万円	29億3,154万円

社会保障施策の対象範囲は以下のとおりです。

① 社会福祉

「社会福祉」とは、「生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること」を意味し、具体的には、生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉などです。

② 社会保険

「社会保険」とは、「保険的方法によって社会保障を行う制度の総称」ですが、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度を意味し、具体的には、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、年金などです。

③ 保健衛生

「保健衛生」とは、「国民の健康を保つための施策」を意味し、具体的には、医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、保健・健康増進対策などです。